

～健やかにいきいきと安心して暮らせるまちを目指して～

## 第7期「東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画」

今年度から第7期「東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画」がスタートしました。本計画は、介護保険制度改革を含めた高齢者を取り巻く状況の変化や地域の実情、2025年度の将来の姿などを見据え、2018年度から2020年度までの高齢者に対する介護・福祉施策の基本的な考え方と方策を示すものです。村では、第6期計画で目指した将来像や施策目標を引き継ぎながら、地域包括ケアシステムを深化・推進させていきます。なお、計画書は高齢福祉課に備え付けてあるほか、村公式ホームページでもご覧いただけます。

【問い合わせ】高齢福祉課高齢支援担当(役場行政棟1階 ☎282-1711 内線1162・1163)

### 計画策定の背景

表1のとおり、村の人口はほぼ横ばいの傾向で、2020年には**総人口が38,212人**と推計されます。一方、高齢者人口は増加、高齢化率は上昇し、**総人口のうち24.8%を高齢者が占める**見込みです。さらに、図1より、村の要支援・要介護者数は増加傾向にあり、2020年における認定者数は1,450人と推計されます。



図1 要支援・要介護者数の推計

表1 東海村の年齢区分別人口の推移と推計

(単位：人)

| 区別                         | 実績値             |                 |                 | 推計値             |                 |                 |                 |
|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|                            | 2015年           | 2016年           | 2017年           | 2018年           | 2019年           | 2020年           | 2025年           |
| 総人口                        | 38,404          | 38,374          | 38,393          | 38,353          | 38,290          | 38,212          | 37,588          |
| 40～64歳人口<br>(対総人口比)        | 12,795<br>33.3% | 12,874<br>33.5% | 12,974<br>33.8% | 13,053<br>34.0% | 13,158<br>34.4% | 13,229<br>34.6% | 13,406<br>35.7% |
| 高齢者人口【65歳以上】<br>(対総人口比)    | 8,971<br>23.4%  | 9,159<br>23.9%  | 9,268<br>24.1%  | 9,414<br>24.5%  | 9,448<br>24.7%  | 9,487<br>24.8%  | 9,492<br>25.3%  |
| 前期高齢者【65～74歳】<br>(対高齢者人口比) | 5,009<br>55.8%  | 4,927<br>53.8%  | 4,785<br>51.6%  | 4,669<br>49.6%  | 4,506<br>47.7%  | 4,423<br>46.6%  | 3,678<br>38.7%  |
| 後期高齢者【75歳以上】<br>(対高齢者人口比)  | 3,962<br>44.2%  | 4,232<br>46.2%  | 4,483<br>48.4%  | 4,745<br>50.4%  | 4,942<br>52.3%  | 5,064<br>53.4%  | 5,814<br>61.3%  |
| 75～84歳<br>(対高齢者人口比)        | 2,910<br>32.4%  | 3,135<br>34.2%  | 3,345<br>36.1%  | 3,564<br>37.9%  | 3,699<br>39.2%  | 3,753<br>39.6%  | 4,073<br>42.9%  |
| 85歳以上<br>(対高齢者人口比)         | 1,052<br>11.7%  | 1,097<br>12.0%  | 1,138<br>12.3%  | 1,181<br>12.5%  | 1,243<br>13.2%  | 1,311<br>13.8%  | 1,741<br>18.3%  |

※表1・図1…出典：『第7期東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画』  
※2018年以降は、本計画における独自推計値

### 第7期計画の内容は？

#### 施策目標 1

高齢者が健康で生きがいを持って暮らせるようにする

- シルバーリハビリ体操の推進
- 認知症予防教室の開催(ゾテリア東海)
- 地域介護予防活動支援事業

#### 【ゾテリア東海】

毎週木曜日に、なごみ・総合支援センターで開催。認知症予防教室の出前講座も開催できます。  
申し込み・問い合わせ▼高齢福祉課地域包括担当  
(☎287-2516)



#### 【地域介護予防活動支援事業】

65歳以上の方を対象とした介護予防活動または生活支援サービスを行っている団体に対して補助金を交付します。※村の関係機関等からの補助金交付を受けていないなどの条件があります。

申し込み・問い合わせ▼  
高齢福祉課高齢支援担当  
(☎282-1711 内線1163)



高齢者がたとえ支援や介護が必要になっても、  
自宅や住み慣れた地域の施設で安心して暮らせるようにする

施策目標 2

- 総合相談支援拠点の機能強化(地域包括支援センター)
- 医療と介護の連携の推進
- 地域支え合い体制整備事業
- 認知症初期 集中支援チーム
- 認知症サポーター養成事業

【認知症サポーター養成事業】

認知症に対する理解度を高め、地域で支え合う体制を推進するため、幅広い世代の認知症サポーターを養成します。

申し込み・問い合わせ▼

高齢福祉課地域包括担当(☎287-2516)



施策目標 3

適切なサービスの質と量を確保した持続可能な介護保険事業を運営する

市町村は、介護保険料の改定や介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施について、3年ごとに計画を見直すこととされています。

今回の介護保険料については、第6期(平成27～29年度)の保険料と同じ金額としました。65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料額・対象等については、表2のとおりです。

制度改正のポイント —8月から負担割合が変わります!—

介護保険のサービスを利用した際は、原則としてサービスにかかった費用の1割または2割負担ですが、次の条件の方は**3割負担となります**。

- ①本人の合計所得金額が**220万円以上**
- ②同じ世帯にいる65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が、**単身世帯で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上**

表2 第1号被保険者の介護保険料(所得段階別保険料額)

| 所得段階          | 保険料                     | 対 象  |
|---------------|-------------------------|--|
| 第1段階          | 2万7,000円<br>(月額2,250円)  | ▽生活保護を受けている方<br>▽世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金 <sup>※1</sup> 受給者<br>▽世帯全員が住民税非課税で、前年の年金収入等が80万円以下の方 |
| 第2段階          | 4万5,000円<br>(月額3,750円)  | 世帯全員が住民税非課税で、前年の年金収入等が80万円超120万円以下の方   |
| 第3段階          | 4万5,000円<br>(月額3,750円)  | 世帯全員が住民税非課税で、本人年金収入等が120万円超の方  |
| 第4段階          | 5万4,000円<br>(月額4,500円)  | 本人が住民税非課税(世帯に課税者を含む)で、前年の年金収入等が80万円以下の方  |
| 第5段階<br>(基準額) | 6万円<br>(月額5,000円)       | 本人が住民税非課税(世帯に課税者を含む)で、前年の年金収入等が80万円超の方   |
| 第6段階          | 7万2,000円<br>(月額6,000円)  | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額 <sup>※2</sup> が120万円未満の方   |
| 第7段階          | 7万8,000円<br>(月額6,500円)  | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方   |
| 第8段階          | 9万円<br>(月額7,500円)       | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方   |
| 第9段階          | 10万2,000円<br>(月額8,500円) | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方  |

※1…明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で、一定の要件を満たしている方が受けている年金。

※2…収入金額から必要経費の相当額を控除した額で、雑損失・純損失の繰越控除前の金額。



敬老事業について

これまで東海文化センターを会場として、式典やアトラクションなど、社会福祉協議会と共催で行っていた「東海村敬老会」は、昨年度をもって終了しました。

敬老のお祝い品については、①77歳到達者(喜寿)、②88歳到達者(米寿)、③100歳到達者、④75歳以上の方(①～③を除く)にそれぞれ贈呈します。